

福岡県公報

令和5年6月6日
第403号

目次

告示(第409号-第415号)

○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	5
○意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	5
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	6
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7

○基本測量の終了	(県土整備総務課)	7
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	7
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(都市計画課)	11
選挙管理委員会		
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(行財政支援課)	11
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(行財政支援課)	11

○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) ……………11

告 示

福岡県告示第409号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
糸島市瑞梅寺字水無139の13・139の64（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第410号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
糸島市瑞梅寺字水無139の13・139の64（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第411号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 大谷
- 2 区域の所在地 田川郡川崎町大字池尻字内山、字山下
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川郡川崎町大字池尻字内山	1201番5	1号から4号まで
	1201番2	5号及び6号
	1201番3	7号
	1205番2	8号
	1203番	9号及び10号

福岡県告示第412号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
福岡市東区大字弘字七浦1098の17（次の図に示す部分に限る。）、字長谷1197から1200まで、1203、1193の2・1193の3・1193の7・1195・1201・1202・1206・1207・1228の11（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字七浦1098の17、字長谷1193の2、1193の3、1193の7、1195、1201、1202、1206、1207、1228の11、1197から1200まで・1203（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第413号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
糸島市瑞梅寺字上久保245、字キトク591、725、773、692の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字観音谷623の4・629の6・642の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採は、禁止する。
字観音谷642の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第415号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林の所在場所
京都郡みやこ町勝山宮原字道所1、862、867、869、字楠谷870の1、870の4、870の6、870の23から870の26まで、870の41、870の42
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字道所1・862（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市中尾三丁目3089番31及び3089番157から3089番171まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区本城学研台三丁目17-15-104
株式会社アースティック
代表取締役 利岡 英明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳町字日焼原410番1、410番8、411番1、412番、413番1、414番2、416番1及び1888番13並びに字笹川327番2及び327番5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市星ヶ丘28番10号
日本開発地所株式会社
代表取締役 小池 由希子

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりみやま市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画道路の変更（令和5年5月15日みやま市告示第91号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る契約の名称
複写サービス単価契約（20枚機、35枚機及び45枚機）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札を決定した日
令和5年5月17日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社
 - 住所
福岡市博多区博多駅前1-6-16
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
23,660,208円
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和5年4月4日

公告

漁業法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準案について、令和5年3月31日から令和5年4月30日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和5年5月25日に設定しました。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分を受けた事業者
 - 名称
チッキ株式会社
 - 所在地
八女市今福字神南牟田191番地の7
 - 代表者

代表取締役 堀江 孝一

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年5月18日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量、数値地形図修正）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
みやま市、柳川市、筑後市、八女市	令和5年4月28日から 令和5年9月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区箱崎六丁目10番地	令和5年5月1日から 令和5年9月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小郡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（都市計画図修正）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
小郡市全域	令和5年4月28日から 令和6年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芦屋町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
芦屋町、遠賀町、水巻町	令和5年5月15日から 令和5年12月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市	令和5年5月17日から 令和5年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福津市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量（撮影・同時調整）、写真地図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

福津市、宗像市

令和5年4月2日から
令和5年9月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（国土広域情報 修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県全域	令和5年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（航空重力測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
県内全域	令和5年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県全域	令和5年3月31日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値撮影（デジタル））

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	令和5年5月9日から 令和5年9月29日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第一工区）糸島市志摩櫻井字牛丁3987番2並びに字登り浦3923番、3927番、3928番1、3936番1、3938番、3939番及び3945番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩桜井釜戸3810番地

公益財団法人二見ヶ浦公園聖地

代表理事 水田 芳夫

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年4月20日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ケーズデンキ春日店

(2) 所在地 春日市下白水205番1の一部外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市城南二丁目7番5号
--	--

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号	株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下 陽一 茨城県水戸市城南二丁目7番5号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和5年5月17日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ゆめモール筑後
(2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外8者	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号外8者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和5年5月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 スーパービバホーム福岡東店
(2) 所在地 糟屋郡志免町別府北二丁目7番1外
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本 晴彦 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 新潟県三条市上須頃445番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
 - (2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）
 - (2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ライフガーデン甘木
 - (2) 所在地 朝倉市一木字合畝町1208番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出があったライフガーデン甘木に関する変更事項について、特段の問題はありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ホームプラザナフコ直方店
 - (2) 所在地 直方市大字下境字牟田876番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ナフコ直方店
 - (2) 所在地 直方市大字下境字牟田876番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年6月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市針摺中央一丁目485番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区警固二丁目17番30号
アルバクリエイト株式会社
代表取締役 塩山 耕起

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和5年3月30日における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年6月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,492

福岡県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求

、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和5年3月30日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年6月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

628,074

福岡県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年3月30日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和5年6月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	26,777
北九州市小倉北区	50,344
北九州市小倉南区	57,747
北九州市若松区	22,359
北九州市八幡東区	18,133
北九州市八幡西区	69,154
北九州市戸畑区	15,852
福岡市東区	86,115
福岡市博多区	67,008

福岡市中央区	56,099
福岡市南区	72,690
福岡市城南区	34,953
福岡市早良区	60,099
福岡市西区	56,528
大牟田市	31,011
久留米市・うきは市	90,611
直方市	15,445
飯塚市・嘉穂郡	38,669
田川市	12,684
柳川市	17,814
八女市・八女郡	22,391
筑後市	13,458
大川市・三潞郡	13,051
行橋市	20,156
中間市	11,423
小郡市・三井郡	20,477
筑紫野市	29,165
春日市	30,538
大野城市	27,718
宗像市	26,799
太宰府市	19,676
古賀市	16,132
福津市	18,266
宮若市・鞍手郡	13,819

嘉麻市	10,163
朝倉市・朝倉郡	23,097
みやま市	10,126
糸島市	28,332
那珂川市	13,495
糟屋郡	62,414
遠賀郡	25,648
田川郡	20,697
京都郡	15,451
築上郡・豊前市	15,627